

千葉市指定文化財の新指定について

千葉市では、千葉市文化財保護条例に基づき、市域内に所在する市にとって重要な文化財を、千葉市指定文化財に指定しています。

このたび、「加曽利貝塚出土品」を新たに指定しましたので、お知らせします。

1 名称

かそりかいづかしゅつどひん
加曽利貝塚出土品

2 員数

149点

3 指定年月日

令和8年3月18日

※今回の指定により、千葉市指定文化財
は52件になります。

4 種別

有形文化財（考古資料）

5 所有者

千葉市

6 保管場所

千葉市立加曽利貝塚博物館（若葉区桜木8-33-1）

千葉市埋蔵文化財調査センター（中央区南生実町1210）

7 文化財の概要

昭和48（1973）年の発掘調査で112号住居跡から一括して出土した祭祀遺物で、特別史跡加曽利貝塚を代表する資料です。全149点の資料の内訳は、
いけいだいつきどき せきぼう といし どぐう ませいせきふ かるいしせいひん
異形台付土器3点・石棒3点・砥石5点・土偶2点・磨製石斧1点・軽石製品3点・
まるだま はくへんせつき すりいし いしざら だいいし どきへんすい
丸玉2点・剥片石器2点・磨石類1点・石皿・台石2点・土器片錘2点・土器
123点です。

加曽利貝塚博物館の南東約50メートルに位置する112号住居跡は、東西約16メートル×南北約19メートルに及ぶ大型の遺構で、同遺跡内で確認されている他の竪穴住居跡と比べ、約10倍の大きさを有しています。これらの祭祀遺物



異形台付土器

は床面直上から出土しており、建物の使用終了直後から遺されたものと推測されています。一つの時期における祭祀遺物の組み合わせが明らかになった貴重な事例であり、また、縄文時代の大型住居跡が生活の場とは異なる特殊な遺構であることが広く認識される契機となった調査事例の一つでもあります。

千葉市を代表する考古学的な調査成果であり、それを遺した縄文時代後期の社会を垣間見ることのできる非常に重要な文化財です。

※祭祀遺物とは、生活の道具としての実用的な機能がなく、現在でいう「お祭り」や「お祈り」の際に用いたと考えられる考古学の資料を総称して、祭祀遺物と呼称しています。今回指定する加曽利貝塚出土品の中では、異形台付土器・石棒・土偶などがこれにあたります。

8 指定の経緯

令和8年1月28日に開催された千葉市文化財保護審議会への諮問に対し、同日、指定の答申を受け、3月18日に開催された令和8年千葉市教育委員会会議第3回定例会において議決され、指定に至ったものです。

9 公開状況

千葉市立加曽利貝塚博物館において、一部資料を常設展示しています。